

総合評価落札方式競争入札実施要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">総合評価落札方式競争入札実施要領</p> <p style="text-align: center;">〔平成23年6月29日 総務第65号〕</p> <p>〔沿革〕 平成23年6月29日付け総務第65号制定、平成24年2月29日付け総務第273号一部改正、平成25年3月6日付け総務第302号一部改正、平成25年10月17日総務第172号一部改正、平成27年3月31日総務第286号一部改正、平成28年3月7日総務第201号一部改正、平成28年3月31日総務第244号一部改正、平成29年5月19日付け総務第46号一部改正、平成30年3月30日付け総務第210号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和2年3月17日付け総務第282号一部改正</p> <p>第1～第22 〔略〕</p> <p>附 則（平成24年2月29日付け総務第273号）～（平成31年3月28日付け総務第236号）〔略〕</p> <p style="padding-left: 2em;">附 則（令和2年3月17日付け総務第282号）</p> <p>1 この要領は、令和2年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">総合評価落札方式競争入札実施要領</p> <p style="text-align: center;">〔平成23年6月29日 総務第65号〕</p> <p>〔沿革〕 平成23年6月29日付け総務第65号制定、平成24年2月29日付け総務第273号一部改正、平成25年3月6日付け総務第302号一部改正、平成25年10月17日総務第172号一部改正、平成27年3月31日総務第286号一部改正、平成28年3月7日総務第201号一部改正、平成28年3月31日総務第244号一部改正、平成29年5月19日付け総務第46号一部改正、平成30年3月30日付け総務第210号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和2年3月17日付け総務第282号一部改正、<u>令和2年10月12日付け総務第186号一部改正</u></p> <p>第1～第22 〔略〕</p> <p>附 則（平成24年2月29日付け総務第273号）～（平成31年3月28日付け総務第236号）〔略〕</p> <p style="padding-left: 2em;">附 則（令和2年3月17日付け総務第282号）</p> <p>1 この要領は、令和2年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>附 則（令和2年10月12日付け総務第186号）</u></p> <p><u>1 この要領は、令和2年10月12日以降に入札公告を行う工事から適用する。</u></p> <p><u>2 同日前に入札公告を行った工事については、なお従前の例による。</u></p>
<p>様式第1－3号</p> <p style="text-align: center;">総合評価落札方式条件付一般競争入札公告〔共通事項〕</p> <p>1～10 〔略〕</p> <p>11 主任技術者（監理技術者）及び専任補助者の配置</p> <p>（1）主任技術者（監理技術者）及び専任補助者は、入札参加資格確認書類の提出期限の日において、入札公告に示す要件を満たし、本工事の契約工期の初日から契約工期の最終日又は最終完成検査の日のいずれか遅い日までの間、現場に配置することができる者でなければならない。</p> <p>（2）主任技術者（監理技術者）及び専任補助者は、本工事の現場施工に着手する日において、入札公告に付した工事と他の工事の現場の技術者を兼ねることができる場合を除き、他の工事の現場に技術者として配置されていない者でなければならない。</p> <p>（3）主任技術者（監理技術者）及び専任補助者は、入札公告において本工事に専任で配置することを求めている場合であっても、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも専任は要しない。</p> <p>（4）主任技術者及び専任補助者は、入札公告において本工事に専任で配置することを求めている場合であっても、建設業法施行令（<u>昭和31年政令第273号</u>）第27条第2項の規定に基づき、本工事と密接な関係のある他の工事との兼務を認める場合がある。</p> <p>12 〔略〕</p>	<p>様式第1－3号</p> <p style="text-align: center;">総合評価落札方式条件付一般競争入札公告〔共通事項〕</p> <p>1～10 〔略〕</p> <p>11 主任技術者（監理技術者）、<u>監理技術者補佐</u>及び専任補助者の配置</p> <p>（1）主任技術者（監理技術者）、<u>監理技術者補佐</u>及び専任補助者は、入札参加資格確認書類の提出期限の日において、入札公告に示す要件を満たし、本工事の契約工期の初日から契約工期の最終日又は最終完成検査の日のいずれか遅い日までの間、現場に配置することができる者でなければならない。</p> <p>（2）主任技術者（監理技術者）、<u>監理技術者補佐</u>及び専任補助者は、本工事の現場施工に着手する日において、入札公告に付した工事と他の工事の現場の技術者を兼ねることができる場合を除き、他の工事の現場に技術者として配置されていない者でなければならない。</p> <p>（3）主任技術者（監理技術者）、<u>監理技術者補佐</u>及び専任補助者は、入札公告において本工事に専任で配置することを求めている場合であっても、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも専任は要しない。</p> <p>（4）主任技術者は、入札公告において本工事に専任で配置することを求めている場合であっても、建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、本工事と密接な関係のある他の工事との兼務を認める場合がある。</p> <p><u>（5）監理技術者は、入札公告において本工事に専任で配置することを求めている場合であっても、法第26条第3項ただし書、第4項及び建設業法施行令第29条の規定に基づき、2つの工事において兼務を認める場合がある。</u></p> <p><u>（6）監理技術者補佐及び専任補助者は、同時に配置できない。</u></p> <p>12 〔略〕</p>
改 正 理 由	監理技術者の専任義務の緩和に伴うもの。